

日本労働年鑑 第25集 1953年版
The Labour Year Book of Japan 1953

第二部 労働運動

第二編 労働組合運動

第四章 法規改悪反対斗争

一 労闘の発足

一、労闘の発足

労働法規改正問題が前年一〇月の全国労働委員連絡協議会において提議され、一二月一日、賀来労政局長から各関係者に対し発せられた「労組法および労調法改正に関する意見紹介」によって表面化したことは、すでに本年鑑において(第24集第3部)見た所である。今年度に入って一月一三日総評では労働法規改正対策委員会をひらいて対策を協議、席上労政局長の説明によって労働省が意図する改正の中心点は一そう明らかにされた(第三部参照)。これに対して総評のとった態度は、全国の春季攻勢の一環としてつぎの諸点に重点をおきつつ労働法規改悪反対闘争を進めることとした。

- 一、労働組合の資格要件について他からの干渉を排除する。
- 二、労組の資格審査は不必要である。
- 三、不当労働行為の適用は使用者団体および共犯の暴力団等に及ぶものとし、労資委員参加の上刑罰主義を採用する。
- 四、労働協約の規定にクローズド・ショップ、ユニオン・ショップの合法性の明確化および余後効の成文化、臨時工への適用等を織込む。
- 五、斡旋・調停は区別せず、仲裁機能は準司法的機能ではない。三者構成の建前を生かして労働者保護の立場を強めるべきで、官僚的な政府の圧力のかかった斡旋に反対する。
- 六、一切の公益事業の争議制限に反対する。
- 七、交渉単位の設定は実状から見て無用の紛糾を招くから反対である。

同委員会は一月一九日以後連日会合をひらいて具体案を練り、同三〇日ほぼ最終的な結論に達し、「労働法規改正に対する我々の態度」として、一、改悪の背景 二、改正の方向 三、改正の問題点 四、交渉単位制の是非 の四項にわたる委員会決定を公表した。

五月三日のリッジウェイ最高司令官の声明によって政令再審査が講和条約をひかえての「独立日本」の当面の課題として浮かび上ってきた。このことは占領下に制定された幾多の政令を日本の自主権回復に伴って改めて再審議する名目で直ちに政令審議会の設置による具体化にのりだしたものであるが、内容的には戦犯の追放解除を手始めに、諸法規を戦前の悪条件へあともどりさせるものであるとの非難も各方面から強く表明された。労働法規改正問題もその主要な一翼をなすもので、まず政令諮問委員会における労働基準法改正問題がその俎上に上った。総評は五月一二日の第三回評議員会で、労働基本権としての労基法改悪反対、労基法にもとづく労働協約条文の一条たりとも堅持する、労働強化も労働時間延長も首切待命も労働法規改悪のあらわれであり、反動政府の陰謀を打破る大運動をおこすなどのことを主張し、闘争の内容をつぎのように示した。

職場で労働基準法を点検し厳正実施を要求せよ。
違反はどしどし摘発せよ。
寄宿舎における給食のカロリーや衛生をとりあげよ。

就業年令の引下げに反対せよ。
臨時工を労働組合に加入させよ。
臨時工を本工にせよ。
産業別的統一労働協約をもって個別企業の悪条件を打破れ。

ついで五月二日労働基準法改悪反対労組代表者会議をひらいて七月一日からの安全週間に向って宣伝、摘発、動員の集中攻撃をかけ労基法改悪反対に闘うことなどを決議した。これらの決定にもとづく「労働基準法改悪反対第一回闘争委員会」は六月一九日総評本部でひらかれ、国鉄、全鉱、海員、合成化学、全電通、電産、私鉄、全専売、日教組、全国セメント、全国ガス、全国電機、全造船、鉄鋼などの組合代表参加の下に新たに「労闘」が発足した。

名称 労基法改悪反対闘争委員会(労闘)

構成 総評傘下および賛成組合

目的 労働関係法改悪反対と賃上首切反対闘争等の低賃金政策と闘う。

機関 単産代表者および総評常幹により闘争委員会を組織し、企画部、労法部、国会対策部の三部門を設ける。

闘争目標

- 1 労働関係法をはじめ民主化法規の改悪反対。
- 2 労働協約による基本的労働権の確立。
- 3 首切、待命制度絶対反対。
- 4 電気料金引上げ反対。
- 5 国会選挙闘争態勢の確立。

労働三法改訂にかんして審議に当たっている政令諮問委員会では六月二日ほぼ方針を決定し、国会上程の準備を進めていたが、総評はこれに対し圧力をかける意味で声明を発表した。

声明

六月二日、政令諮問委員会は、労働三法の大巾改悪方針を決定し、次期臨時国会上程を目途に準備を進めると公表した。

労働組合運動を抑圧して、労働者の基本的権利を奪い去ろうとする反動政策は一昨々年六月公務員法実施以来、公然として推し進められて来た吉田内閣の一貫した方針である。

すでに公務員並びに国鉄、専売の労働者はストライキ権を奪われている。団体等規正令、公安条例、定員法なども、ことごとく法律に名をかりて労働運動を圧殺しようと、する陰險な企図の現れであった。あくなき吉田内閣の反動性は、これをもってしてもなお足らず、対日講和を控え政令再審に名をかりて、チープレーバーの基礎の上に強行しようとする軍需動員政策のためと、労働階級を中心とする民主的諸勢力の抵抗力減殺を図り、反民主主義政策推進の地ならしを強行せんがために、労働基準法に示された国際的最低労働基準をも切崩し、併せて労働運動に制限を加重すべく、労働三法の一大改悪案を臨時国会に向って準備し、資本家階級の利益の前に、労働大衆を犠牲として供しようというのだ。

すなわち、時間外労働と婦女子の深夜業制限の緩和は、八時間労働の原則を蹂りんし、女子少年労働の果しなき虐待となる低賃金の基盤となっている中小企業に対する適用除外は、奴隷労働を再現させる。公益事業のスト禁止、ゼネスト制限、実情を無視した交渉単位制の設置などは、何れも労働大衆の斗いと労働運動の組織的発展の禁圧をめざすものにほかならない。

わが総評は、これら一切の反動政策に対し、断乎反対する。あくまで極東委員会の指示した労働組合一六原則の実施と憲法第二八条に示された労働基本権を要求する。いま將に労働階級を戦争経済にまきこみ、その血肉をすすりとうろうとするこれら一切の陰謀に対し、われわれは嚴重に抗議するとともに、最悪の事態においては、総評四〇〇万の組織力をあげて徹底的な反撃斗争を決行することを声明する。

六月二日

日本労働組合総評議会

六月下旬から総評は労基法改悪反対闘争を全国各地へ拡大するため地方オルグを派遣し、労代会議を召集するなど職場を対象とする宣伝工作が展開された。これに呼応して七月一四日には大阪地評の「全大阪労働者市民けつき大会」、京都の労働者大会をはじめ各地で労働法規改悪反対、電気料値上反対などを中心とする集会がもたれ、また炭労、全鉱など各単産においても実力行使にそなえてスト権を確立するといった動きが見られた。七月二四日の総評第六回幹事会は――

「最悪の場合は実力をもって闘うということの固い決意を持たねばならない。したがってストをも含む実力行使態勢の確立を図るために、各全国単産本部に実力行使の権限を移譲するような運動を全国的に展開する。そのために労闘においてこれを具体化するようにする。」

との方針をきめ、中央集約闘争を推進する方向を明示した。

労闘では八月三、四日、全国地労委労働者側代表との連絡会議をひらき、改悪を強行するならば労働者側委員は総辞職するとの決意を示した。

声明書

我々全国労働委員会労働者側委員並に労斗傘下代表は茲に会議を持ち今次政府の執りつつある民主化に大きく逆行する労働三法の改悪について深く検討した。これらの企図が講和を前にして強行されんとする事実は重大であり、全世界の労働者と共に断乎として闘う必要のあることを痛感し直ちに実践に入るよう決定した。吉田内閣がこれ等の反動政策を直ちに放棄せざる限り容易ならぬ事態が発生するであろうことを警告する。更に全国労働委員会特に公益委員におかれては今次政府の企図が時代逆行の反動性を有するものであることを深く認識され日本民主化の促進に寄与されたい。

我々は労働三法の改悪が強行されんとする場合は全国労働委員会労働者側委員の総辞職も敢て辞せざる決意を確認すると共に全労働者と一丸となって闘うものである。

右声明する。

八月四日

全国労働委員会労働者側委員・労斗連絡会議

政令諮問委の結論が答申されてから、これにもとづいて政府、労働省では労働法規改正についての作業を進めていたが、総評法規対策部は政府側の意向に対する反対意見を発表し、国会闘争に備えての労働法規統一案を作成するため、九月一四日第一回の法規改正研究会をひらき、労働法学者多数を招いて意見を聴取、統一案作成を協議した。とくにゼネスト禁止法案は労働三法改悪の前提であるとして強く反対され、第一〇国総評幹事会ではこの点に闘争を集約するため、一〇月から一月上旬に向けてゼネスト禁止法反対の闘争として国会に集中化し、すべての官民の賃上闘争を結合させる臨時国会対策を決定した。労闘も同時に国会対策を協議し、一〇月の炭労ストを中心とする秋季攻勢を労働法規改悪反対の闘争へ統一して闘うように呼びかけた。一〇月二〇日には「生活危機突破、労働法規改悪反対の全国労働者総けつき大会」をひらき、同二五日には団体等規正、スト禁止両法案反対を中軸とする全国一斉職場大会を決行、その決議を政府、国会その他へ送り、実力行使に備えての態勢整備に万全を期した。たまたま炭労、電産、全鉱の三単産を主動とするストライキの波は次第に高まりつつあり、この力をバックにしての闘いを確信した総評は突如「非常事態宣言」を発し、世の注視を浴びるに至った。

非常事態宣言

六日の第七回総評議員会は左の非常事態宣言を決定し全組合員の総決起を促すとともに内外に対して闘う総評の断乎たる決意を表明した。

一、わが総評は、去る五月以来、吉田政府のくわだてた労働法規改悪の意図に嚴重抗議して来た。それは、日本国憲法及び国際労働条約にさだめられた基本的労働権をじゅうりんするばかりか、ひとり独占資本のふところをこやす低賃金・労働強化をもたらしがゆえであった。

二、しかるに、吉田政府は、あるいは、公益に名をかり、あるいは、占領終末後の事態をうたって、一挙に労働運動を弾圧しさろうとするスト禁止法案の作成を急いだ。また、

米麦、運賃、電気料金等生活必需物資の価格を不当に吊上げ、物価高にあえぐ労働大衆を尻目に、低賃金政策と、公務員の大量首切りを強行しようとしている。日経連に使喚された資本家らは、公然、労働組合の団体交渉権を拒否し、不当首切りをもって労働運動の破壊と圧殺をたくらんでいるのである。

三、わが総評は、この吉田政府の反動政策に対処するために「労働法改悪反対」の目的をもって、スト権の単産本部へ委譲の法的手続きを相次ぎ完了してきた。今や四〇〇万組織労働大衆の実力行使はまさに時の問題となった。

四、このとき政府はあえて団体等規正法案を臨時国会に提出しようとしている。この法案が、憲法にさだめられた言論、集会、結社の自由、団結権、交渉権、ストライキ権など基本的人権を徒らに制限し、破壊する危険のあることについては、なんびとといえども、これを否定することは出来ないであろう。このことは即ち、暴圧政治と反動資本のぼっことなり、ひいては社会不安を醸成し、産業を危殆に陥れる結果を招来することについても亦、なんびとといえども疑う余地なきところであろう。まことに、スト禁止法案の構想といい、団規法案の提出といい、東条政権でさえもついにくわだて及ばなかった恐怖政治のあらわれといわざるを得ない。

五、それゆえに、わが総評は、日本民主主義の擁護と民主的労働組合存立のために、スト禁止法案、団規法案に代表された一切の反動政治、一切の労働法改悪の意図にたいして、断乎反対する。これが粉碎を期するところまで、断々乎としてたたかう決意のあることを、あらためてここに表明する。

高まりつつある大ストライキの波のなかに立って、総評傘下四〇〇万組織労働大衆は、強力な実力行使をもって、このスト禁止法の陰謀に抗議し、団規法案の即時撤回を要求するである。日本民主主義の危機、日本労働運動の危機にあたって、あえて、日本労働階級の名において、今日のこの事態を非常事態と規定し、これを内外に宣言する。

十一月六日

日本労働組合総評議会

議長 武藤武雄

この「非常事態宣言」にからまる一つの問題は、政治ストが違法であるか否かをめぐる日経連と総評との論争である。このことは二・一スト以来の労働組合の政治的闘争の変遷を物語るものとして注目された。さらにこの宣言に対しては時期的に失敗であるとか、行過ぎであるとする批判的な声もあったようで、これは闘争の主力をなした単産の中に、ゼネ禁法に重点をおくもの、労基法に主眼をおくもの、又公務員法やその他の政令又はその部分的な点の拘束に反対するものなど、主目標において若干の相違が見られたこと、これら法規の改正案の国会提出がおくれ、闘争の焦点がぼかされたこと、秋季闘争の主目標が賃金闘争におかれ、これが政治的目標と充分な一致を見ず、統一闘争として闘われるに至らなかったことなどが批判の出る原因として上げられている。しかしながら労働基本権をまもる一点においては全労組が一致して闘争を盛り上げる態勢をとっていたことは見逃せない事実であって、結果的にも、いわゆる大橋構想と称せられた治安立法の具体化が暫時延期せられることになった。

かくてこの年の労働の労働法規改悪反対闘争は大きい発展を見せずに終り、この闘いは翌年の破壊活動防止法案という団規法の再転した法案に反対するゼネスト闘争まで延期されることとなった。

以上が総評・労働を中心とする労働法規改悪反対闘争のあらましであるが、これに対して社・共・

労各党・労働組合、市民団体、弁護士会など広汎な大衆的運動としての悪法反対運動も極めて活発でありこれらが治安維持法の復活による戦争準備反対という平和運動の一環として闘われたのは注目すべきことであった。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
